

後期青銅器時代（ミケーネ時代）：前 1600～1065 年頃

- 1) 考古学的には・・・堅穴墓・ソロス墓の出現
豪華な副葬品（黄金製品等） } 王朝の出現
2～3 世代使用
王宮の出現
遺跡数の増加



このような文明発展に対する従来の説：

アカイア人の侵入と征服（前 1600 年頃）

現在：文化的連続性の強調

黄色ミニュアス式土器：後期青銅器時代でも製作

堅穴墓の起源：中期青銅器時代に遡る

- 2) 花粉からは・・・イネ科の雑草

穀物型イネ科	増加	}	増加→活発な農耕
ヘラオオバコ	増加		増加→牧畜の活発な活動
ナラ	減少	}	森林伐採と土地開発の活発化
ゲンゲ	増加		



後期青銅器時代後期の変調

イネ科の雑草	}	減少→農耕の減退	
穀物型イネ科			
ヘラオオバコ		相対的増加→牧畜への傾斜	
ナラ	回復	}	森林伐採と土地開発の低下
ゲンゲ	減少		

全体として地中海農業の特徴であるオリーブやブドウの花粉の欠如

今日の地中海地方の風景を特徴付けるマツの欠如

（ダイアグラムに現れるのは遠方より風によって飛ばされて来たもの）

- 3) 文献史料によって明らかにされて来たもの

ミケーネ社会と国家モデル

古典学説：アジア型の官僚制を伴う専制国家

ヴェントリスやチャドウィックの方法論

H. D. チャドウィック、『ミケーナイ社会』、安村典子訳（みすず書房、
1983）

ミケーネ社会や国家をシュメールやウガリトなどの西南アジアの都市国家やヒッタイトの兵士の所有地を巡る封建的諸関係と比較。

コトナ・ケケメナと呼ばれるダモス所有地の個人への貸与や付帯する義務（カマ）、ワナカ（王）を支える宮殿の役人、エクエタを封建臣下と比較することでミケーネ社会と国家体制の特徴を炙り出していこうとする研究視点。

太田秀通氏の方法論

太田秀通、『ミケーネ社会崩壊期の研究』、（岩波書店、1962）

マルクス主義歴史観によるミケーネ社会と国家理解。

特に戦後に発見紹介されたマルクスの草稿『資本制生産に先行する諸形態』が指導動機となった。

ポリス社会に先行するミケーネ社会はより原始的な形態を留めたアジア型の社会でなければならないという理解。

ウェーバーの翻訳が出たばかりの論文『古代農業事情』の序説に展開されている国家モデル「官僚制を伴う都市王制」を援用。

宮殿に居るワナクスと呼ばれる専制的な王が、エクエタ、クアシレウからコレテ、ポロコレテ、ダモコロに至る階層的な官僚を通じてダモと呼ばれる農村を支配。

広大は王領地と並んで農村共同体の所有地が存在しており、私有地所有に依拠する古典古代型の市民階層は未だ現われておらず、個人は共同体的諸関係の中に埋没していた。

家族形態はアジア型の大家族と古典古代型の小家族の中間的形態をとって、拡大家族の形態がミケーネ社会を特徴付けていた。

このようなモデルの背景にはマルクス主義による発展段階的なミケーネ社会の位置付けと理解があった。

シュメール研究者前川和也氏の批判

前川和也、「シュメールとミケーネ」『京大人文学報』32（1971）
アジア型というには宮殿経済の規模が余りにも小さすぎる
宮殿が所有する家畜の規模が桁違いに小さい

中井の批判

土地文書からは拡大家族の存在を証明することはできない。

山川廣司氏の反論

中井の批判は考慮するに値しない。

非西南アジア・モデルの提唱：wealth-financed economy（財貨調達型経済）

ハルシュテッド、

宮殿が全土を所有し、領国内の全ての経済活動（生産、流通、蓄積、分配）を管理・統制するというレンフルーの「宮殿分配」モデルを批判。

経済における宮殿セクターと非宮殿セクターの存在。宮殿セクターではエリート的身分誇示に関わる贅沢品やその生産に携わる職人に供給される原材料や食料を管理・統制。

非宮殿セクターでは生活雑器や石器、小麦や大麦の栽培、亜麻の収穫などを行う。

宮殿セクターは宮殿に隣接する地域で直接生産し、非宮殿セクターからはその生産物を貢税という形で調達するか、Xenwia（賓客関係）を利用して地方エリートと物の交換を通じて手に入れるか、o-no（oonos<oonomai：購買）という形態で調達した。

4) ミケーネ社会は「アジア的共同体」社会か？

1 En.659 :

l.1: qe-re-qo-ta-o ki-ti-me-na.... (qe-re-qo-ta の私有地・・・)

l.5: tu-ri-ja-ti te-o-jo do-e-ra e-ke pa-ro pe-re-qo-ta pe-qo-ta....

(tu-ri-ja-ti、神の女奴隷、は老人の pe-re-qo-ta より保有する・・・)

2 Eo.224 :

l.1: a-ma-ru-ta-o ko-tona-ki-ti-me-na..... (a-ma-ru-ta の私有地・・・)

l.2: so-u-ro te-o-jo do-e-ro e-ke-qe o-[na]-to-pa-ro 《a-ma-ru-ta》

‘pa-ra-ko’

(so-u-ro、神の奴隷、は《a-ma-ru-ta》‘pa-ra-ko’ より小作地を保有・・・)

l.3: e-do-mo-ne-u te-o-jo do-e-ro e-ke-qe o-[na-to] pa-ro 《a-ma-ru-ta》

‘pa-ra-ko’

(e-do-mo-ne-u、神の奴隷、は《a-ma-ru-ta》‘pa-ra-ko’ より小作地を保有・・・)

l.7: po-so-re-ja te-o-jo do-e-ro e-ke-qe o-na-to pa-ro 《a-ma-ru-ta》

‘ta-ta-ro’

(po-so-re-ja、神の奴隷、は《a-ma-ru-ta》‘ta-ta-ro’ より小作地を保有・・・)

3 Eo.444 :

l.1: [ʔqe-re-qo-ta-jo ko]-to-na ki-ti-me-na.....

([ʔqe-re-qo-ta の私]有地・・・)

l.4: [tu-ri-ja-ti te-o-jo do-e-ra] e-ke-qe pa-ro pa-da-je-we pe-qo-ta.....

([tu-ri-ja-ti、神の女奴隷]、は老人の pa-da-je-u より保有する・・・)

5) 線文字 B 文書における家族間系を示す名詞

wo-ko (家)・pa-te (父)・ma-te (母)・ko-wo (少年)・ko-wa (少女)・

tu-ka-te (娘)・ki-ra (幼女)・i-jo (息子)

父称名 (属格形) +i-jo/-ju (・・・の息子)